

政策調査情報

連合北海道総合政策局

「中小企業振興基本条例」制定意義を学ぶ学習会開催

連合北海道ブロック連絡会は、8月22日(火)北海道中小企業家同友会の西田政策委員長を講師にお招きして、「**中小企業振興基本条例学習会**」を開催した。本学習会は、「地域の笑顔と中小企業の元気のためのプラットフォーム」作りの一環として、連合本部が全国9ブロックに統一的な開催を呼びかけ、連合北海道、地域協議会、構成組織、道議会議員などあわせて36名が参加した。

なぜ労働組合が「中小企業振興基本条例」の制定に関わるのか？

連合本部中小・地域支援局 森原次長から、●2010年に中小企業活性化策の基本理念として閣議決定された「中小企業憲章」、●憲章の自治体版として地方自治体が地域の中小企業の役割を重視し、中小企業振興を行政の柱としていくことを明確にするために策定される理念条例が「中小企業振興基本条例」であると説明があり、連合作成の「地域の笑顔と中小企業の元気のためのプラットフォーム」チラシを配布した。条例が制定され活用された場合のメリットとしては、①中小企業振興予算の措置、②振興会議の設置を通じ中小事業者の声を振興施策に活かせる、③振興会議に労働組合も参画し労働者の声を行政運営に反映できること、などが提起された。

(編注：道内企業の99.7%は中小企業で、労働者の約8割が中小企業に勤めている。)

「中小企業振興基本条例制定の意義」 北海道中小企業家同友会 政策委員長 西田 宙文様



北海道中小企業家同友会
西田 宙文政策委員長

北海道中小企業家同友会で全道政策委員長を務め、(株)レポートサービス北海道の代表取締役である西田宙文様から、北海道中小企業家同友会が条例制定に取り組む意義などについて講演いただいた。

「7月現在で道内179市町村中67市町村で条例制定されているが、持続可能な地域経済づくりのために、地域と中小企業発展のサイクルをつくるべく条例制定に向け各地域へ働きかけている。中小企業の「力」が地域活力の源であり、行政・他団体との連携などが必要。ただし、条例制定だけで中小企業振興が進むわけではなく、条例を活かす仕組みと体制や具体的施策が重要。条例制定後のPDCA活動が必須であり、企業アンケートの結果を振興会議で議論し、振興策として具体化することで、地域の中小企業が元気になり、雇用も生み出され、地域活性化につながる。条例制定の活動は、自社の経営などに即効的に反映されるものではないが、長期的に次世代に残していくべき活動であり、10年、20年先の結果を担う重要な一歩となると信じて活動している。」とのことだった。

一般社団法人 北海道中小企業家同友会

ホームページ <https://hokkaido.doyu.jp/> 道内の会員企業数：約5700社

「よい会社をつくる」「よい経営者になる」「よい経営環境をつくる」ことを目的とし、中小企業の繁栄と、そこで働く全ての人の幸せを願い、地域社会の発展のために活動しています。

今後の取り組みに向けて

学習会の最後に、連合本部河野総合組織局長から、DX(デジタルトランスフォーメーション)やGX(グリーントランスフォーメーション)といった大変革期のなかで、大企業に比べて外からの影響を受けやすい中小企業を守り、中小企業を活性化することで、地域を守り、地域から社会を豊かにしていくことを目指していくことが、ひいては連合の春闘方針でもある「底上げ底支え」の基盤強化に資することを再確認し、2時間の学習会を終了した。



連合 河野広宣総合組織局長